

療養病床の再編成について

1 療養病床について

主に長期間の療養が必要な患者さんを受け入れるための病床です。

全国で約37万床あり、医療保険適用（約25万床）のものと介護保険適用（約12万床）のものがあります。

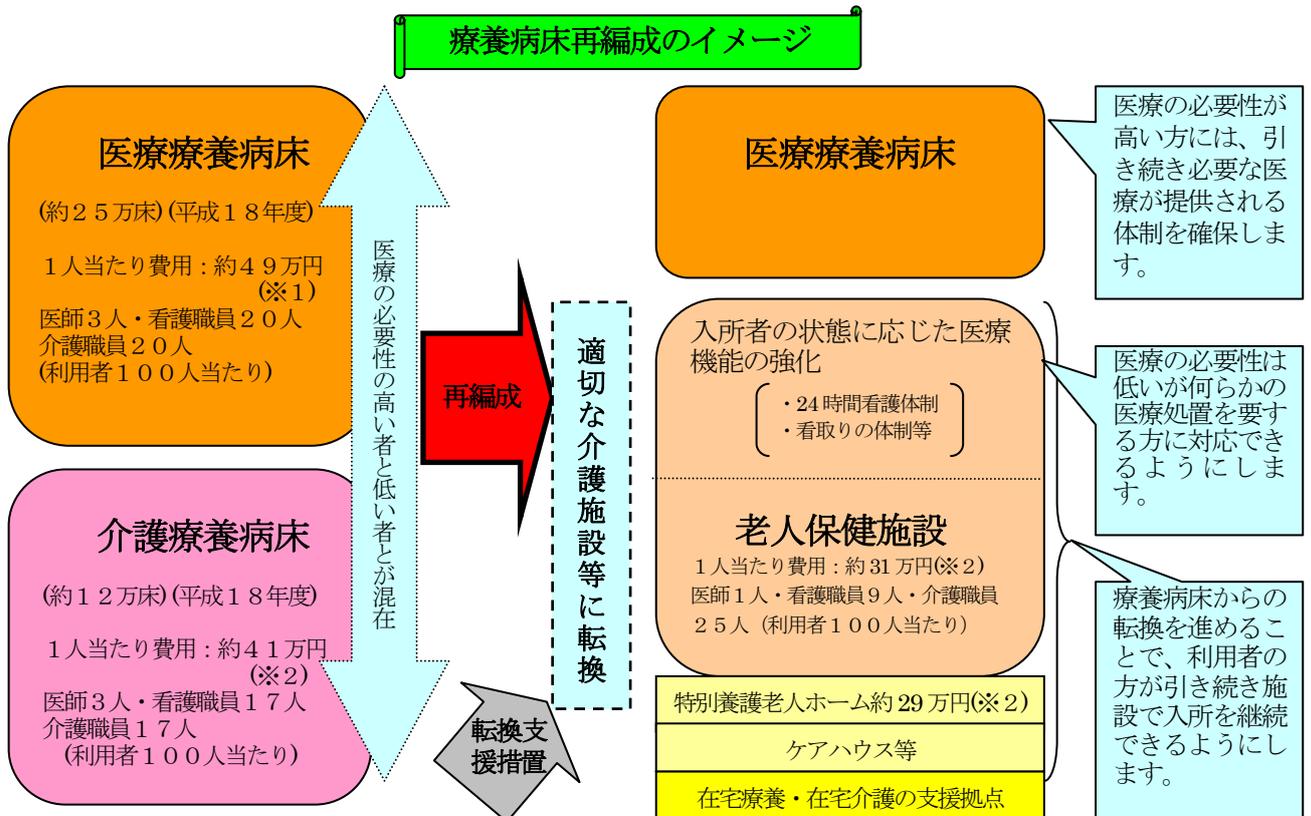
島根県には平成19年9月1日現在で2,624床（医療保険適用のもの1,764床、介護保険適用のもの860床）の療養病床があります。

2 療養病床再編成の目的

平成18年6月に国において成立した医療制度改革関連法では、改革の大きな柱として「医療費の適正化」を掲げ、その方策の一つとして「平均在院日数の短縮」を計画的に行うこととしています。

療養病床の再編成は、この方針に基づき、療養病床を患者さんの医療の必要性の観点から再編成し、その方の状態に即した適切な医療・介護サービスを提供しようとするために行われます。

3 療養病床再編成の概要（全国）



(※1) 医療区分毎に加重平均した月額単価に出来高分及び食事療養費を加えた額

(※2) 自己負担分を含む総費用額(食費・居住費を除く) (要介護5、多床室の場合)

- 医療の必要性の高い患者さんを対象とする医療保険適用の療養病床は存続し、引き続き必要な医療サービスを提供します。
- 介護保険適用の療養病床は平成23年度末に廃止になります。
- 医療の必要性の低い患者さんに対しては、その状態にふさわしい介護サービス等が提供されるよう、介護施設等への転換を進めます。
- 療養病床の再編成は、地域の実情を十分に踏まえる必要があります、利用者の実態や医療機関の意向、市町村等関係者の意見を反映します。

(療養病床再編成の効果)

療養病床の再編成には次のような効果も期待されています。

○医師・看護婦などの人材の効率的な活用

(療養病床から急性期病院への人材の再配置)

○限られた医療保険・介護保険財源を効率的に活用することによる給付費全体の削減

4 地域ケア体制整備構想の策定

介護の必要性の高い後期高齢者の増加や世帯構造の変化など高齢者を取り巻く状況を踏まえ、療養病床の転換の受け皿となる介護施設等のサービスや在宅医療の推進など高齢者に必要なサービス基盤の確保に向けた方向性を提示するため、地域ケア体制整備構想を策定します。

